

# 重要事項説明書

(訪問リハビリテーション)

あなたに対する訪問リハビリテーションサービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 1、事業者概要

事業者名称	医療法人偕行会 偕行会リハビリテーション病院
主たる事業所の所在地	名古屋市中川区法華一丁目172番地
法人種別	医療法人 偕行会
代表者	理事長 山田 哲也
電話番号	052-363-7211

介護保険法令に基づき愛知県知事から指定を受けている事業所名称 (指定番号)	介護保険法令に基づき愛知県知事から指定を受けている居宅介護サービスの種類
偕行会リハビリテーション病院 (2317500227)	訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 訪問看護 予防訪問看護

## 2、ご利用事業所

ご利用事業所の名称	偕行会リハビリテーション病院
指定番号	2317500227
所在地	弥富市神戸5丁目20番
電話番号	0567-52-3883
通常の事業の実施地域	名古屋市南西部、弥富市、あま市、愛西市、津島市、海部郡蟹江町、海部郡飛島村、海部郡大治町、北名古屋市、稲沢市、三重県桑名市、木曾岬町 以上市町村のいずれも一部地域

## 3、事業の目的と運営方針

事業の目的	病気やけが等により、日常生活を営むに当たって援助が必要な状態にあり、医師がリハビリテーションの必要を認めた介護保険対象者に対し、訪問リハビリのサービスを提供します。この事業は、介護保険法の理念に基づき、老人・障害者・末期患者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、1日でも長く在宅療養が継続できるよう支援することを目的とします。
-------	--

運営の方針	<p>1. 訪問リハビリサービス事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス、医師会はもとより、訪問リハビリサービスの必要のある患者の主治医である地域の開業医の先生方及び居宅介護支援事業者等と連携をとり、協力と理解のもとに地域の在宅療養支援ネットワークの機能の一部として、安心して広く活用していただけるよう、適切な運営を図るものとする。</p> <p>2. 事業者は、運営会議を設置し、事業の運営上必要な事項について適宜協議する。</p> <p>3. 訪問リハビリ事業を開設事業者とは独立して位置づけ、人事・財務・物品管理等に関しては管理者の責任において実施する。</p>
-------	---

#### 4、ご利用事業所の職員体制

ご利用事業所の従業者の職種	職員数	職員体制
理学療法士	10名	常勤 10名
作業療法士	4名	常勤 4名
言語聴覚士	1名	常勤 1名
管理栄養士	1名	常勤 1名
看護職員	1名	常勤 1名
事務員	2名	常勤 2名

#### 5、営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	9：00～17：00

※訪問リハビリテーションへの連絡について

直通番号（0567-52-3889）をご利用ください。

受付時間は平日（祝日除く）8：15～16：30となります。

#### 6、サービスの概要

##### 1) サービス内容

- ① 訪問リハビリテーション計画の作成
- ② 訪問リハビリテーションの実施（計画に基づいて行います）
- ③ 定期評価
- ④ 相談・援助サービス
- ⑤ その他

##### 2) 利用料金

別紙をご参照ください。

##### 3) 利用料金の請求及びお支払い

利用料金は翌月10日以降の訪問日に請求書をお渡しします。

翌訪問日に現金にて集金、若しくは指定日に利用者指定口座からの自動振替（別途申し込み必要）となります。

（暦の関係でご案内が遅れる場合もあります。ご了承ください。）

## 7、個人情報保護と開示

当偕行会リハビリテーション病院は「医療法人偕行会の個人情報保護規定」、  
「個人情報保護に関する基本方針」、「個人情報の利用目的」に基づき、  
個人情報の保護及び開示に積極的に取り組んでおります。

## 8、苦情申立窓口

ご利用者のご相談窓口	ご利用時間 平日 午前9時～午後5時
	ご利用方法 電話 0567-52-3883
	面接場所 当事業所

注) 市町村の窓口や国民健康保険団体連合会に苦情を伝えることもできます。

国民健康保険団体連合：TEL (052) 971-4165

## 9、緊急時の対応

- ① 当院外来担当医師に連絡し対応します。
- ② 当院で対応できない場合は、急変時対応が可能な医療機関へ連絡します。
- ③ 緊急連絡先に連絡いたします。

## 10、その他

- ① リハビリテーションの実施は当院医師の指示のもと行います。概ね3月に1回、  
医師の診察が必要になります。また必要に応じて、かかりつけ医などの診療情報提供書  
を依頼する場合があります。
- ② ハラスメントに該当する行為を行い、再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みが  
なく、訪問リハビリテーションサービス利用の目的を達成することが不可能となった  
とき、10日以上予告期間をもってサービス提供を終了する場合があります。
- ③ 当事業所では、担当療法士を中心に数人の療法士で訪問させていただきます。
- ④ あらかじめ計画されたサービス曜日、時間は事業者や交通事情などの都合により  
やむをえず変更させていただく場合があります。  
その場合は出来るだけ早く連絡させていただきます。
- ⑤ 感染予防のため、手洗い等を実施しています。  
訪問リハビリ前後の手洗い場の提供にご協力お願いします。
- ⑥ 訪問時の飲食・お心遣いなどはご遠慮いたします。
- ⑦ ペットがいる場合は、リハビリに支障が出ないよう適切に繋いでいただくか、  
別の部屋での対応をしていただくようお願いします。

(2025年4月1日 現在)